

令和 3 年 3 月 4 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
今 村



COVID-19 JMAT 派遣先（高齢者施設・福祉施設等）の明確化について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議（以下、「対策会議」という）の第 3 回会議において、高齢者施設や福祉施設等でのクラスター対応を取り上げ、議論の対象としたところです。

それを踏まえ、COVID-19 JMAT 派遣隊員が安心して業務に従事できるよう保険会社と調整の上、派遣先の明確化を行いました。具体的には別紙のとおり、従来から派遣先としておりました高齢者施設や福祉施設等でのクラスター発生施設への派遣を改めてお示しするとともに、ワクチン接種会場への派遣を新たに追加し、派遣される隊員について COVID-19 JMAT 保険および感染一時金補償制度の補償対象といたします。

なお、各種補償制度を享受するためには、貴会で取りまとめいただいております COVID-19 JMAT 派遣登録手続きが必須となりますので、保険料負担者である都道府県等行政と打合せの上、申請いただきますようよろしくお願いいたします。

（感染一時金補償制度の保険料負担者は当会となります）。

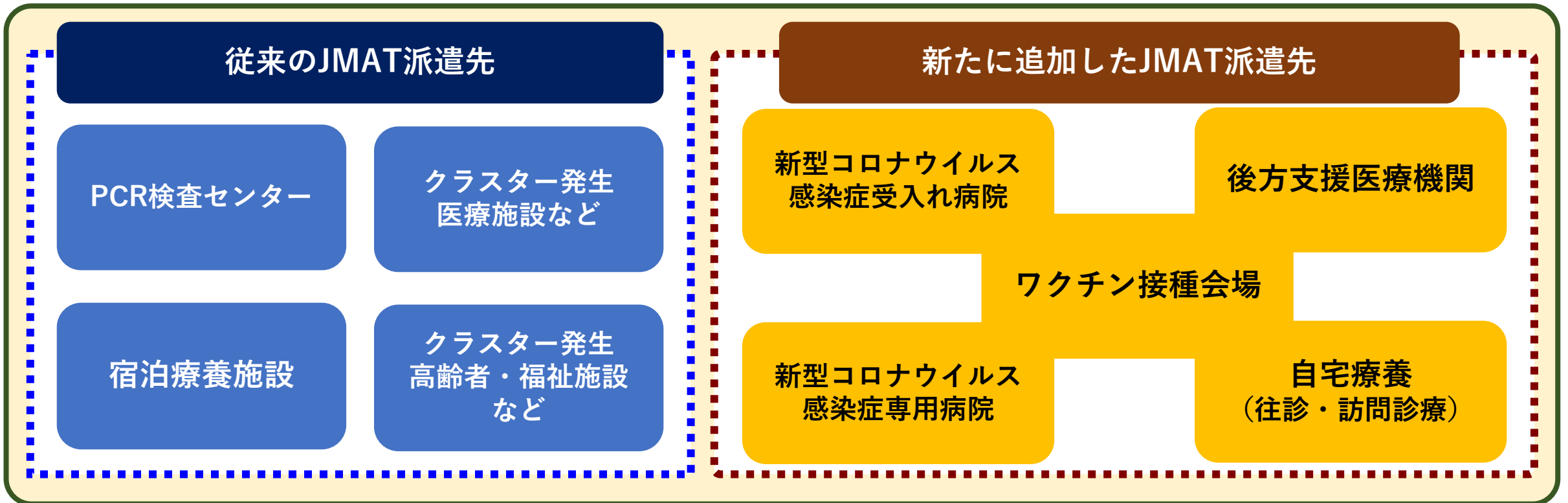
つきましては、貴会におかれましても、本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 参考 >

- ・ 令和 3 年 2 月 16 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
- ・ 令和 3 年 2 月 10 日付事務連絡「高齢者施設等における感染制御及び業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

COVID-19 JMAT派遣先の明確化について

COVID-19 JMAT派遣隊員が派遣先において安心して業務に従事できるよう各種補償制度を創設してまいりましたが、この度保険会社と調整の上、JMAT派遣先の明確化を行いました。保険料負担者である都道府県等行政と打合せの上、COVID-19 JMAT派遣登録申請をお願いいたします。



【COVID-19 JMAT派遣登録について】

JMAT派遣として登録する場合、「JMAT（日本医師会災害医療チーム）申込書」に必要事項を記入の上、都道府県医師会を通じて日本医師会へ連絡します。

※なおCOVID-19 JMAT派遣に登録して活動される隊員には、COVID-19 JMAT保険の加入の有無にかかわらず、感染一時金補償制度が適用されます（非会員・医師以外の職種も対象）。

【新たに追加したJMAT派遣先の具体例】

- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ病院へ医師・看護師等を派遣
- ・受入れ病院の外来診療部門への派遣
- ・受入れ病院から入院患者を引き受けた病院への派遣
- ・宿泊療養施設や自宅療養の健康フォローアップ業務のための派遣
- ・高齢者施設や福祉施設等でのクラスター対応業務のための派遣
- ・集団接種のためワクチン接種会場への派遣

など

COVID-19 JMAT派遣隊員の補償について

COVID-19 JMAT保険

補償内容

派遣先で生じた業務中のケガ（派遣先への往復も含む）や新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償

補償金額

■死亡・後遺障害 5,000万円
■入院日額 15,000円
■通院日額 10,000円
※職種問わず、一律の補償内容

また特約として、業務中の熱中症の補償や、地震・噴火・津波などによる自然災害で生じたケガの補償も対象です。
(休業補償や遺族補償等はありません。)

COVID-19 JMAT派遣に登録して活動される隊員には、COVID-19 JMAT保険の加入の有無にかかわらず、感染一時金補償制度が適用されます（非会員・医師以外の職種も対象）。

2月22日派遣
活動分より開始

感染一時金補償制度

補償内容

派遣隊員が新型コロナウイルス感染症に感染した際、感染の程度にかかわらず、補償金を受取ることが出来る制度

補償金額

■感染一時金（1人あたり）100万円
※派遣先ごとの支払限度額：6,000万円
※職種問わず、一律の補償内容

4月を目途にCOVID-19 JMAT保険と感染一時金補償制度の良い面を組み合わせた新たな補償制度の創設を目指して保険会社と調整中です。